

低未利用土地等確認申請 チェックシート

特例を受けるための要件

	令和2年7月1日から令和7年12月31日までの譲渡である
	所有期間が5年を越えている
	譲渡先が第三者である（売り手と買い手が親子や夫婦等特別な関係ではない）
	売った金額が500万円以下（用途地域内は800万円以下）である
	譲渡後にその低未利用土地等の利用がされる（ただし、令和5年1月1日以降の譲渡でコインパーキングとして利用する場合は適用対象外）
	ほかの譲渡所得の課税の特例を受けていない

提出書類 以下の6つ

	様式①-1
次のいずれか1つ	様式①-2
	不動産屋による空き地等の広告
	空き家・空き地バンクの登録が確認できる書類
	電気・水道等の使用中止日が確認できる書類
次のいずれか1つ	様式②-1（不動産屋が仲介したとき）
	様式②-2（個人で譲渡したとき）
	様式③（②-1, 2が用意できない場合のみ使用）
	売買契約書の写し
	土地等の登記事項証明書（コピー可）
	このチェックシート